

## 第2回公益法人の会計に関する研究会

### —議事メモ—

1. 日時：平成25年9月19日（木）10：00～11：50
2. 場所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：  
（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、  
（常勤委員）雨宮委員長代理、惠委員、小森委員  
（事務局）高野局長、水上次長
4. 議事：  
（1）公益認定等委員会委員からの意見  
（2）公益法人会計基準適用についてのアンケート結果  
（3）検討課題について
5. 議事概要：  
議事に入る前に、事務局次長から第1回公益法人の会計に関する研究会において、公益財団法人公益法人協会から検討を依頼された「公益法人実務家の関与」、「審議の公開」について対応方法を以下の通り報告した。  
○「公益法人実務家の関与」については、研究会運営要領の定めに従って、課題の検討に際して、必要に応じて公益法人協会をはじめ公益法人実務家の出席を求めるといふことで対応したい。  
○「審議の公開」については、研究会及び公益認定等委員会での議論の結果等について、適切なタイミングでパブリックコメントを実施することで、審議過程の透明化を図っていきたい。  
  
（1）公益認定等委員会委員からの意見  
雨宮委員長代理より、〈資料1-1〉に基づいて研究会での検討課題の提案を行った。また、事務局次長より〈資料1-2〉に基づいて、平成20年会計基準策定時の

経緯についての説明があった。

(2) 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果

事務局次長より、〈資料2〉に基づいて、アンケートに記載された平成20年基準の改善点等の意見等についての整理結果について報告があった。

(3) 検討課題について

事務局次長から、検討課題に先立って、公益法人協会から提出された〈資料3-2〉、〈資料3-3〉及び日本公認会計士協会から提出された〈資料3-4〉の紹介があり、これらの内容及び〈資料2〉のアンケート記載内容を反映させた〈資料3-1〉に基づいて、研究会での検討課題案について説明を行った。検討課題案についての各参与、委員等の意見は以下の通り。

○ 〈資料3-1〉に対する各参与の意見

(中田参与)

I. 会計基準の枠組みについて

- ・ 制度と会計基準の分離可能性についての項目があるが、本研究会でできるのかどうか。法律の枠組みを変えることも考えて議論するのか、それとも純粋に会計だけの議論をすればよいのかが分からない。
- ・ 本研究会で会計基準の設定主体について検討すべきなのか分からない。
- ・ 検討の順番としては、制度と会計基準の分離可能性を明らかにしたうえで、公益法人会計基準の適用の在り方を議論し、その結果を踏まえて、小規模法人の負担軽減策を検討していった方がいいか。

II. 財務三基準の解釈・適用について

- ・ アンケート結果にもある通り、法人会計の区分については実務的な論点である。法人会計の区分を先行して検討すべき。

III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）

- ・ 正味財産増減計算書内訳表と貸借対照表内訳表については、実務上の混乱もあ

り、先行して検討すべきである。それ以外は個別の会計処理の問題であり、特段の優先順位はない。

#### IV. 定期報告書類等と会計の関係

- ・ 直接的に研究会で取り扱う内容ではないと思うが、H表は法令にそって良く作られているが、一般的にはわからない。また、財務諸表と控除対象財産の関係も実務的に矛盾しているものもある。実施事業資産については、会計上の位置づけが理解できない。

(長参与)

##### I. 会計基準の枠組みについて

- ・ 会計監査といった観点からは、公益法人会計基準の適用の在り方が優先される。
- ・ 実務的には、小規模法人の負担軽減策の検討も重要な問題。

##### II. 財務三基準の解釈・適用について

- ・ 会計上の論点としては、法人会計の区分を議論すべき。
- ・ それ以外については制度の問題で、公益法人実務の混乱があるという意味では、収支相償について議論すべき。

##### III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）

- ・ 貸借対照表内訳表は、上手に活用すれば、法人の管理としてとても有用な財務諸表である。最低限のルールを示したうえで、それ以外については法人の任意で作成できるという方向性を示せば普及するのではないか。

#### IV. 定期報告書類等と会計の関係

- ・ H表は難しいので、作成方法等を示してあげることにはできないか。

(上倉参与)

##### I. 会計基準の枠組みについて

- ・ 公益法人会計基準の適用の在り方を検討したうえで、個別の論点について検討

していくべき。

- ・ その後、小規模法人の負担軽減策を検討してはどうか。

## II. 財務三基準の解釈・適用について

- ・ 財務三基準と会計上の表示という点で、実務上混乱しているように思う。その意味で、どれを優先すべきということはない。

## III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）

- ・ 貸借対照表内訳表の必要性について優先的に検討すべき。それ以外については優先順位ない。

## IV. 定期報告書類等と会計の関係

- ・ 法令と会計との間で、言葉が違うので、両者のつながりを明らかにすべき。

（金子主査）

### I. 会計基準の枠組みについて

- ・ 小規模法人の負担軽減策といっても、まずは、具体的な論点を明らかにしたうえでないと、何を軽減すべきかわからない。そこで、「II. 財務三基準の解釈・適用について」や「III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）」を先に検討したうえで、小規模法人の負担軽減策を検討していく方法が良いのではないか。

### II. 財務三基準の解釈・適用について

- ・ 法人会計の区分を優先的に議論すべき。

### III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）

- ・ それぞれの論点について、優先順位はない。
- ・ 企業会計基準の改定にあたって、公益法人ではどのような対応をしていくのかルールがない。どのように対応すべきなのか検討すべき。

#### IV. 定期報告書類等と会計の関係

- ・ 直接的に研究会で議論する内容ではないと思う。
- ・ 制度の内容をわかりやすく説明することなのではないか。

(梶川座長代理)

#### I. 会計基準の枠組みについて

- ・ 制度と会計基準の分離という点について、できるかどうかの解釈が必要だが、行政で決めるべきもの。
- ・ 小規模法人の負担軽減策は重要な問題。

#### II. 財務三基準の解釈・適用について

- ・ 法人会計の区分を優先的に議論すべき。

#### III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）

- ・ 金子参与の意見は重要であり、同意見。

#### IV. 定期報告書類等と会計の関係

- ・ 研究会としては参考程度としての意見ぐらいであり、基本的には行政で対応すべき問題。

#### ○〈資料3-1〉に対する委員等の意見

(小森委員)

- ・ 適用する会計基準の統一可能性と基準に規定がない場合の対応について先行して検討していただきたい。
- ・ 小規模法人の負担軽減策も重要であり、上記と同時並行して検討してほしい。

(惠委員)

- ・ 新規法人（新規公益認定）の法人実務を念頭に置いたうえで、分かりやすく、適用が容易な、小規模法人の負担軽減が配慮されている会計基準としてほしい。

(雨宮委員長代理)

- ・ 小規模法人の負担軽減策を先に検討してほしい。
- ・ 会計基準の適用に関しては、多くの法人が20年基準に移行している中で、統一の問題を検討する必要があるのか。研究会では、分かりやすい20年基準にしてほしい。わかりやすくなれば仮に16年基準を採用している法人も移行するであろう。

(事務局長)

- ・ 会計基準については、統一化ということではなく、法令上の「しん酌」規定をどのように解釈するかの問題。
- ・ 制度と会計基準の分離可能性については、会計に絡む実務上の疑問や問題点を議論した結果、法令につながっているようなものがあれば、改正についても考えていく必要があると思われる。

○〈資料3-1〉検討結果

- ・ I～Ⅲの検討内容については、概ね固まったが、追加等があった場合には、来週までに事務局宛にメール等で意見提出を。
- ・ 優先順位については、今回の議論を踏まえて、次回の研究会までに取りまとめる。

以上